

●香川県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成28年1月29日

香川県監査委員 林 勲
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 土木部
2 監査対象年度 平成26年度
3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 都市公園施設設置許可に係る使用料の納入通知書について、納期限の10日前までに納入者に到着していないものがあった。（長尾土木事務所）</p> <p>(イ) 証紙収納報告書について、金額等の記載を誤っており、過少に調定していた。（建築指導課）</p> <p>(ウ) 証紙を貼付した申請書に、月別の通し番号の記入のないものが多数あった。また、出先機関からの証紙収納報告書については、規則で定める様式により報告させる必要がある。（建築指導課）</p> <p>イ 手当について</p> <p>超過勤務手当について支給漏れがあった。（道路課）</p> <p>ウ 契約について</p> <p>(ア) クレーン保守点検業務委託契約について、契約書に定める業務</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 今後は、チェックリストを作成し、納期限の10日前までに納入者に納入通知書が届くよう、事務処理を徹底する。</p> <p>(イ) 平成26年度収納報告誤り分として平成27年度7月分証紙収納報告書に含めて報告を行った。今後は、誤りのないよう複数の職員による確認を徹底する。</p> <p>(ウ) 月別の通し番号については直ちに記入を行った。今後は、適正な事務処理を徹底する。また、出先機関からの証紙収納報告書については、規則に定める様式による報告を行うよう周知し、平成27年度7月分から適正な証紙収納報告を受けている。</p> <p>イ 手当について</p> <p>平成27年8月分給与で当該職員に支給した。今後は、こうした事態が生じないよう毎日2名の職員が超過勤務等命令簿と総務ナビの入力内容を突合し、確認をするようにする。</p> <p>ウ 契約について</p> <p>(ア) 請負者に対して、契約書に定める業務の成果に関する報告書を</p>

	<p>の成果に関する報告書が提出されていなかった。また、年次検査報告書から、点検項目の一部が漏れていた。（西讃土木事務所）</p> <p>(イ) 水門施設の保守点検業務委託契約において、点検で発見された不具合の修繕を当該委託契約に追加する場合は、追加した業務を変更契約で明らかにする必要があった。（西讃土木事務所）</p> <p>(ウ) 不用品売却等の契約に当たっては、対象となる物品の種類や数量の確認、見積条件の設定、見積書の徴収、契約の相手方及び契約額の決定など一連の手続を的確に行うとともに、事務処理の経緯を記録するなど、適切な対応が必要である。（下水道課）</p>	<p>提出するよう指導するとともに、荷重試験結果についても、年次報告書に明記するよう指導した。今後は、具体的な検査項目を明示した仕様書に改めるとともに、職員に対し、契約内容の履行確認を徹底するよう周知した。</p> <p>(イ) 今後は、契約内容を変更する場合は、変更内容が分かるよう変更契約書に明示する。</p> <p>(ウ) 今回の事務処理について調査のうえ、経緯書を作成した。今後、不用品売却等の契約に当たっては、一連の事務処理を的確に実施する。</p>
エ 財産について	<p>(ア) 道路占用更新許可に係る申請書が、規則で定める様式と異なっていた。また、更新に係る占用期間の記載がない申請書が散見された。（西讃土木事務所）</p> <p>(イ) 工作物の異動について、公有財産簿の修正ができておらず、公有財産異動報告伺書を財産経営課長へ送付していなかった。（住宅課）</p>	<p>エ 財産について</p> <p>(ア) 平成27年度からの更新許可申請については、規則で定める様式に改めており、占用期間の記載がないものについては補正を求め修正した。今後は、適正な事務処理を徹底する。</p> <p>(イ) 直ちに、公有財産簿を修正し、公有財産異動報告伺書を財産経営課長へ送付した。今後は、公有財産規則に基づき適正に処理するよう関係職員に周知徹底した。</p>
オ その他について	<p>県に事務局を置く任意団体については、自主検査を年に2回以上実施する必要があるが、平成26年度は1回も行っていなかった。（高松港管理事務所）</p>	<p>オ その他について</p> <p>平成27年度における自主検査は、1回目を9月29日に実施したところであり、2回目は平成28年3月の実施予定である。今後は、自主検査を必ず年2回以上実施する。</p>